

8-24 造船所所在地

(令和5年4月1日現在)

(許可～7社7工場、登録～26社28工場〔兼業含む〕)

・届出造船業(9工場)及び休業等は除く。

▲は造船法許可工場(4工場登録兼業〔※〕)

(ア)大阪府

大阪市

[西淀川区]
 (株)上田造船所西島工場〔①、C1基〕

[北区]
 吉田造船所〔①、C2基〕

[此花区]
 (株)上田造船所西島工場〔①④、E1基〕

[港区]
 奥村造船工業(株)大阪工場〔③、C1基〕
 松永造船所〔③、C1基〕
 野田興業(株)港工場〔①、C2基〕
 埠頭ジャスタック(株)築港工場〔①、C2基〕
 (株)ダイゾー本社工場〔①、A1基・B1基〕

[大正区]
 大阪市港湾局機械工場〔③、B1基・C3基〕
 (株)三洋造船所〔①、C2基〕
 (株)南進造船所〔①④、D1基・E2基〕
 海洋開発興業(株)〔③、C3基〕
 (株)太田商店〔③④、E1基〕

[西成区]
 ▲(株)新来島サノヤス造船大阪製造所〔Ⅲ〕1基、〔Ⅳ〕1基

[登録造船所業種別]

- ① 小型鋼船造船業
- ② 小型鋼船製造業
- ③ 小型鋼船修繕業
- ④ 木船造船業
- ⑤ 木船製造業
- ⑥ 木船修繕業

[許可造船所設備]

- 「Ⅰ」建造設備 1万総トン以上 ドック
- 「Ⅱ」建造設備 1万総トン未満 船台
- 「Ⅲ」修繕設備 1万総トン以上 ドック
- 「Ⅳ」修繕設備 1万総トン未満 ドック
- 「Ⅴ」修繕設備 1万総トン未満 浮ドック
- 「Ⅵ」修繕設備 1万総トン未満 船台

[登録造船所設備]

- 「A」造船台
- 「B」ドック
- 「C」引揚船台(鋼船)
- 「D」引揚船台(木船)
- 「E」引揚船台(鋼木兼用)

泉大津市

(株)泉大津造船所〔①、B1基・C2基〕

岸和田市

若木造船所〔①、C1基〕



(イ)京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県

